

# 島根県特別職報酬等審議会資料

平成24年1月

島根県

## 目 次

1. 島根県附属機関設置条例	…	2
2. 島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則	…	3
3. 地方自治法(抜粋)	…	4
4. 特別職の職員の給与等に関する条例	…	5
5. 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例	…	6
6. 資 料		
(1)本県の特別職の報酬等の変遷	…	7
(2)一般職給与の改定状況	…	8
(3)各都道府県の状況	…	9
(4)類似団体の状況	…	10
(5)直近3力年に給料・報酬の改定を行った都県の状況	…	11

# 島根県附属機関設置条例

(昭和43年島根県条例第15号)

(この条例の趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及びその担当事務)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に同表の中欄に掲げる附属機関を置き、その担当事務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

執行機関	附属機関	担当事務
知事	島根県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料及び退職手当の改定について審議すること。
	(略)	(略)

# 島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則

(昭和 45 年島根県規則第 4 号)

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、島根県附属機関設置条例(昭和 43 年島根県条例第 15 号)第 3 条の規定に基づき、島根県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、島根県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつと知事が委嘱する。

2 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

## (会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

## (雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 地方自治法（抜粋）

### [議員報酬及び費用弁償]

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### 第 203 条の 2 (略)

### [給料、手当及び旅費]

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 (略)

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### [給与等の支給制限]

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の職員及び前条第 1 項の職員に支給することができない。

## 特別職の職員の給与等に関する条例

(昭和 23 年島根県条例第 88 号)

第 1 条 知事、副知事、常勤の監査委員及び条例で指定する秘書の給料その他の給与については別に定めるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

第 2 条 知事、副知事及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)に給料を支給する。

2 給料の支給については、職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「県職員」という。)に対する給料の支給の例による。

3 前項の場合において、給料の月額は、第 1 号表による。

第 3 条～第 5 条

(以下略)

第 1 号表(第 2 条関係)

区分	給料の月額
知事	1,280,000 円
副知事	1,000,000 円
常勤の監査委員	670,000 円

### 【参考】

知事・副知事は平成 24 年 3 月までの間、特例減額を行っているため、実支給額は次のとおりとなっています。

区分	減額後支給額	減額率	適用時期(現行の率)
知事	960,000 円	25%	H20.4~H24.3
副知事	800,000 円	20%	同上

# 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

(平成 14 年島根県条例第 35 号)

(趣旨)

第 1 条 議会の議員(以下「議員」という。)に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第 2 条 議員報酬の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 議員報酬は、毎月これを支給する。

(以下略)

別表第 1(第 2 条関係)

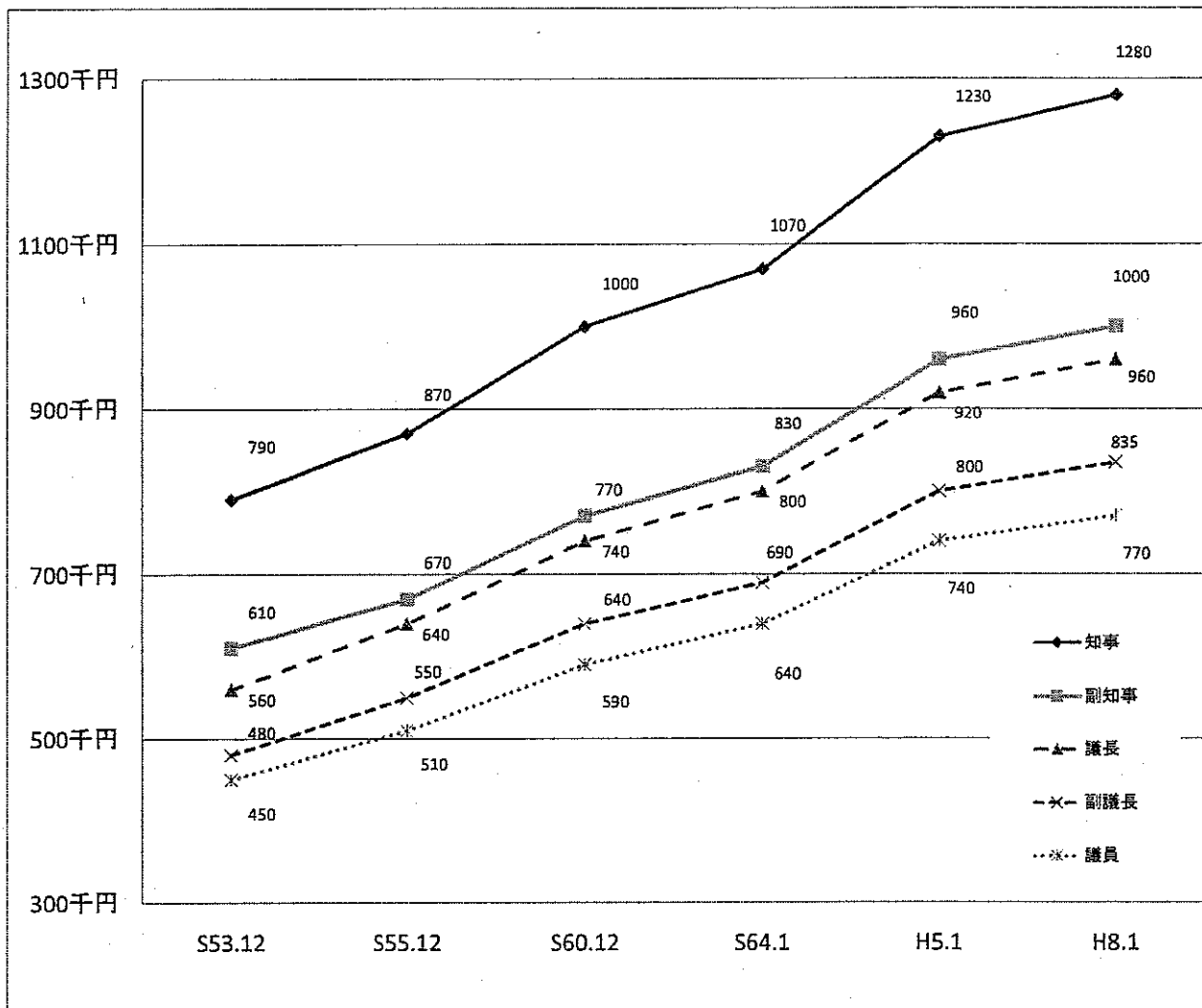
区分	議員報酬の額
議長	960,000 円
副議長	835,000 円
その他の議員	770,000 円

【参考】

議員報酬については、平成 24 年 3 月までの間、特例減額を行っているため、実支給額は次のとおりとなっています。

区分	減額後支給額	減額率	適用時期(現行の率)
議長	768,000 円	20%	H16.4~H24.3
副議長	709,750 円	15%	同上
その他の議員	654,500 円	15%	同上

本県の特別職の報酬等の変遷

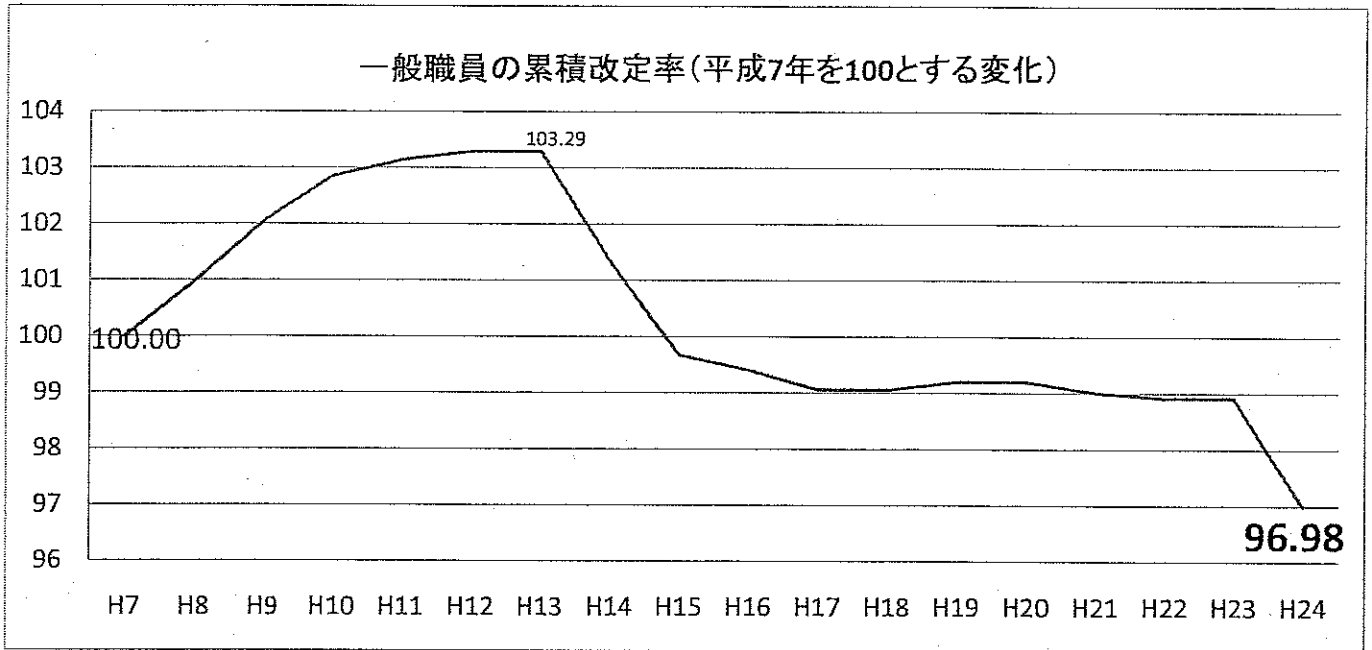


職	改定時期					
	S53.12.1	S55.12.1	S60.12.1	S64.1.1	H5.1.1	H8.1.1
知事	790,000 円	870,000 円	1,000,000 円	1,070,000 円	1,230,000 円	1,280,000 円
	(111.3%)	(110.1%)	(114.9%)	(107.0%)	(115.0%)	(104.1%)
副知事	610,000 円	670,000 円	770,000 円	830,000 円	960,000 円	1,000,000 円
	(110.9%)	(109.8%)	(114.9%)	(107.8%)	(115.7%)	(104.2%)
議長	560,000 円	640,000 円	740,000 円	800,000 円	920,000 円	960,000 円
	(112.0%)	(114.3%)	(115.6%)	(108.1%)	(115.0%)	(104.3%)
副議長	480,000 円	550,000 円	640,000 円	690,000 円	800,000 円	835,000 円
	(111.6%)	(114.6%)	(116.4%)	(107.8%)	(115.9%)	(104.4%)
議員	450,000 円	510,000 円	590,000 円	640,000 円	740,000 円	770,000 円
	(112.5%)	(113.3%)	(115.7%)	(108.5%)	(115.6%)	(104.1%)

(注) 「S53.12.1」等の表示は、改正条例の適用日を示す。( )書の数字は、改定前の額を100とした場合の伸び率である。



一般職給与の改定状況（平成8年以降）



年	県職員・給与		一般職（行政） 給与累積改定率
	改定率	実施内容	
	%		
1996 H8	0.97	給料表・手当改定	0.97
1997 H9	1.07	給料表・手当改定	2.06
1998 H10	0.79	給料表・手当改定	2.86
1999 H11	0.28	給料表・手当改定	3.14
2000 H12	0.14	手当のみ改定	3.29
2001 H13	0.00	手当のみ改定	3.29
2002 H14	-1.90	給料表・手当減改定	1.33
2003 H15	-1.64	給料表・手当減改定	-0.33
2004 H16	-0.26	手当のみ減改定	-0.59
2005 H17	-0.35	給料表・手当減改定	-0.94
2006 H18	-	給料構造改革（改定なし）	-0.94
2007 H19	0.14	給料表・手当改定	-0.80
2008 H20	-	改定なし	-0.80
2008 H21	-0.19	給料表・手当減改定	-0.99
2009 H22	-0.10	給料表・手当減改定	-1.09
2010 H23	-		-1.09
2011 H24	-1.95	給料表・手当減額改定の見込み	-3.02

各都道府県の状況（月額給料・報酬の額）

H24.1.1時点（単位千円）

都道府県名	特別職			議員			
	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
1 北海道	1,380	1,100	H4.10.1	1,160	1,040	900	H4.10.1
2 青森	1,270	970	H5.12.1	910	810	780	H5.12.1
3 岩手	1,240	960	H18.4.1	890	800	770	H18.4.1
4 宮城	1,310	1,020	H18.4.1	1,020	910	840	H18.4.1
5 秋田	1,210	930	H18.7.1	910	810	780	H5.4.1
6 山形	1,212	933	H18.4.1	867	774	746	H18.4.1
7 福島	1,320	1,030	H7.10.1	1,010	900	830	H7.10.1
8 茨城	1,340	1,080	34,790	1,010	900	850	H7.4.1
9 栃木	1,290	1,010	知事 H20.1.1 副知事 H19.4.1	990	900	830	H20.1.1
10 群馬	1,310	1,060	H22.4.1	980	920	830	H6.10.1
11 埼玉	1,420	1,134	H18.4.1	1,144	1,016	927	H18.4.1
12 千葉	1,390	1,110	H5.10.1	1,110	970	880	H5.10.1
13 東京	1,494	1,219	H23.4.1	1,282	1,157	1,030	H23.4.1
14 神奈川	1,450	1,160	H7.12.1	1,200	1,080	970	H7.12.1
15 新潟	1,240	970	H18.4.1	960	840	770	H18.4.1
16 富山	1,300	1,020	H6.1.1	910	860	780	H6.1.1
17 石川	1,300	1,020	H6.7.1	910	860	780	H6.7.1
18 福井	1,300	1,020	H6.1.1	910	860	780	H6.1.1
19 山梨	1,250	960	H22.12.1	910	820	770	H22.12.1
20 長野	1,282	988	H20.4.1	988	864	807	H20.4.1
21 岐阜	1,340	1,060	H6.12.1	1,020	920	850	H6.12.1
22 静岡	1,287	1,051	H23.12.1	1,012	894	825	H23.12.1
23 愛知	1,403	1,112	H19.1.1	1,209	1,064	977	H19.1.1
24 三重	1,280	1,010	H19.4.1	1,020	900	830	H8.1.1
25 滋賀	1,320	1,040	H8.4.1	1,040	900	840	H8.4.1
26 京都	1,292	1,023	H18.4.1	1,120	1,030	960	H8.3.1
27 大阪	1,450	1,140	H4.4.1	1,170	1,030	930	H4.4.1
28 兵庫	1,410	1,110	H4.5.1	1,140	1,040	930	H4.5.1
29 奈良	1,214	947	H23.12.1	965	843	778	H23.12.1
30 和歌山	1,210	950	H18.7.1	950	810	770	H18.7.1
31 鳥取	1,200	895	H24.1.1	930	811	757	H15.12.1
32 島根	1,280	1,000	H8.1.1	960	835	770	H8.1.1
33 岡山	1,290	1,020	H18.7.1	1,000	900	840	H18.7.1
34 広島	1,389	1,091	H13.1.1	1,113	964	901	H13.1.1
35 山口	1,290	1,020	H20.4.1	980	880	840	H8.1.1
36 徳島	1,300	990	H9.4.1	950	860	810	H9.4.1
37 香川	1,285	980	H16.4.1	940	850	800	H16.4.1
38 愛媛	1,320	1,010	H8.4.1	970	870	820	H8.4.1
39 高知	1,220	940	H22.4.1	900	820	770	H22.4.1
40 福岡	1,350	1,080	H5.4.1	1,110	980	890	H5.4.1
41 佐賀	1,190	940	H18.4.1	940	820	760	H18.4.1
42 長崎	1,260	990	H18.8.1	990	880	800	H18.8.1
43 熊本	1,240	970	H18.4.1	970	870	780	H18.4.1
44 大分	1,240	990	H19.4.1	980	865	780	H19.4.1
45 宮崎	1,240	980	H18.10.1	980	890	780	H18.10.1
46 鹿児島	1,240	970	H23.8.1	1,030	920	820	H8.4.1
47 沖縄	1,240	980	H20.4.1	990	850	760	H20.4.1
全国平均	1,300	1,021	—	1,010	902	830	—

## 中四国地方各県との比較

H24.1.1時点 (単位千円)

都道府県名	特別職			議員			
	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
鳥取	1,200	895	H24.1.1	930	811	757	H15.12.1
島根	1,280	1,000	H8.1.1	960	835	770	H8.1.1
岡山	1,290	1,020	H18.7.1	1,000	900	840	H18.7.1
広島	1,389	1,091	H13.1.1	1,113	964	901	H13.1.1
山口	1,290	1,020	H20.4.1	980	880	840	H8.1.1
徳島	1,300	990	H9.4.1	950	860	810	H9.4.1
香川	1,285	980	H16.4.1	940	850	800	H16.4.1
愛媛	1,320	1,010	H8.4.1	970	870	820	H8.4.1
高知	1,220	940	H22.4.1	900	820	770	H22.4.1
中四国9県平均	1,286	994	—	971	866	812	—
中国5県平均	1,290	1,005	—	997	878	822	—

## 人口類似県 (90万人未満) との比較

H24.1.1時点 (単位千円)

県名 (人口)	特別職			議員			
	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
福井 (806千人)	1,300	1,020	H6.1.1	910	860	780	H6.1.1
山梨 (861千人)	1,250	960	H22.12.1	910	820	770	H22.12.1
鳥取 (592千人)	1,200	895	H24.1.1	930	811	757	H15.12.1
島根 (718千人)	1,280	1,000	H8.1.1	960	835	770	H8.1.1
徳島 (791千人)	1,300	990	H9.4.1	950	860	810	H9.4.1
高知 (766千人)	1,220	940	H22.4.1	900	820	770	H22.4.1
佐賀 (856千人)	1,190	940	H18.4.1	940	820	760	H18.4.1
類似県平均	1,249	964	—	929	832	774	—

(注)人口は平成23年3月31日時点のもの

直近3カ年(平成21年度以降)に給料・報酬の改定を行った都県の状況

H24.1.1時点 (単位千円)

県名	知事		副知事		議長		副議長		議員	
	金額	適用年月日	金額	適用年月日	金額	適用年月日	金額	適用年月日	金額	適用年月日
群馬	改定前	1,330	H6.10.1	1,080	H6.10.1					
	改定後	1,310	H22.4.1	1,060	H22.4.1					
	改定幅	-20		-20						
東京	改定前	1,511	H22.4.1	1,233	H22.4.1	1,286	H22.4.1	1,160	H22.4.1	1,033
	改定後	1,494	H23.4.1	1,219	H23.4.1	1,282	H23.4.1	1,157	H23.4.1	1,030
	改定幅	-17		-14		-4		-3		-3
山梨	改定前	1,260	H9.1.1	970	H9.1.1	920	H9.1.1	830	H9.1.1	780
	改定後	1,250	H22.12.1	960	H22.12.1	910	H22.12.1	820	H22.12.1	770
	改定幅	-10		-10		-10		-10		-10
静岡	改定前	1,298	H21.12.1	1,060	H21.12.1	1,021	H21.12.1	902	H21.12.1	832
	改定後	1,287	H23.12.1	1,051	H23.12.1	1,012	H23.12.1	894	H23.12.1	825
	改定幅	-11		-9		-9		-8		-7
奈良	改定前	1,218	H22.12.1	950	H22.12.1	968	H22.12.1	846	H22.12.1	780
	改定後	1,214	H23.12.1	947	H23.12.1	965	H23.12.1	843	H23.12.1	778
	改定幅	-4		-3		-3		-3		-2
鳥取	改定前	1,207	H22.1.1	900	H22.1.1					
	改定後	1,200	H24.1.1	895	H24.1.1					
	改定幅	-7		-5						
高知	改定前	1,240	H18.4.1	950	H18.4.1	910	H18.4.1	830	H18.4.1	780
	改定後	1,220	H22.4.1	940	H22.4.1	900	H22.4.1	820	H22.4.1	770
	改定幅	-20		-10		-10		-10		-10
鹿児島	改定前	1,310	H8.4.1	1,030	H8.4.1					
	改定後	1,240	H23.8.1	970	H23.8.1					
	改定幅	-70		-60						
平成6年10月以降改定なし										
平成15年12月以降改定なし										
平成8年4月以降改定なし										

【参考：島根県の状況】

H24.1.1時点 (単位千円)

県名	知事		副知事		議長		副議長		議員	
	金額	適用年月日	金額	適用年月日	金額	適用年月日	金額	適用年月日	金額	適用年月日
島根	1,280	H8.1.1	1,000	H8.1.1	960	H8.1.1	835	H8.1.1	770	H8.1.1
	現行									